

令 和 2 年 度

令和元年度決算に基づく健全化判断比率  
及び資金不足比率報告書



## 目 次

### 1 令和元年度決算に基づく健全化判断比率報告書

(1) 総括表	1
(2) 実質赤字比率	2
(3) 連結実質赤字比率	3
(4) 実質公債費比率	4
(5) 将来負担比率	5

### 2 令和元年度決算に基づく資金不足比率報告書

(1) 総括表	6
(2) 法適用企業	7
(3) 法非適用企業	8

## 1 令和元年度決算に基づく健全化判断比率報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、健全化判断比率を次のとおり報告する。

### (1) 総括表

(単位：%)

区分	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
令和元年度決算に基づく比率	—	—	13.2	111.9
(早期健全化基準)	(12.64)	(17.64)	(25.0)	(350.0)
(財政再生基準)	(20.00)	(30.00)	(35.0)	X

注 実質赤字額又は連結赤字額がない場合は、「—」を記載している。

## (2) 実質赤字比率

### ア 一般会計等の実質収支額

(単位：千円)

会計名	歳入総額 A	歳出総額 B	歳入歳出 差引額 C(A-B)	翌年度へ繰り 越すべき財源 D	実質 収支額 E(C-D)
一般会計	31,307,630	30,616,675	690,955	210,227	480,728
住宅資金特別会計	6,427	5,965	462	0	462
歯科診療所特別会計	27,481	27,462	19	0	19
休日診療センター特別会計	12,300	12,300	0	0	0
合計	31,353,838	30,662,402	691,436	210,227	481,209

(単位：千円)

イ	標準財政規模	17,123,323
	うち、臨時財政対策債発行可能額	524,192

(単位：%)

ウ	実質赤字比率	—
---	--------	---

注 実質赤字額がない場合は、「—」を記載している。

### 【算定方法】

$$\text{実質赤字比率 } \text{ウ} = \frac{\text{アのE欄の合計 (※マイナスの場合のみ)}}{\text{イ}}$$

### (3) 連結実質赤字比率

(単位：千円)

区分	実質収支額、資金不足又は剩余额	備考
ア 一般会計等の実質収支額の合計	481, 209	(2) アのE欄の合計
イ 一般会計等以外の特別会計の実質収支額の合計及び公営企業会計の資金不足額又は資金剩余额 (①+②+・・・+⑪+⑫)	2, 226, 697	資金不足額がある場合はマイナス記入
① 国民健康保険特別会計	72, 475	
② 国民健康保険特別会計（直診勘定）	176	
③ 後期高齢者医療特別会計	1, 700	
④ 介護保険特別会計	100, 233	
⑤ 介護保険サービス事業特別会計	0	
⑥ 水道事業会計	1, 358, 355	
⑦ 国民健康保険病院事業会計	555, 600	
⑧ 公共下水道事業特別会計	135, 639	
⑨ 農業集落排水事業特別会計	951	
⑩ 净化槽整備事業特別会計	694	
⑪ 宅地造成事業特別会計	874	
⑫ 工業団地造成事業特別会計	0	
ウ 標準財政規模	17, 123, 323	臨時財政対策債発行可能額を含む

#### エ 連結実質赤字比率

—

注 連結実質赤字額がない場合は、「—」を記載している。

#### 【算定方法】

$$\text{連結実質赤字比率 エ} = \frac{[\text{ア+イ}] \text{ (※マイナスの場合のみ)}}{\text{ウ}}$$

#### (4) 実質公債費比率

(単位：千円)

区分	金額	備考
ア 地方債の元利償還金 (公債費充当一般財源額)	3,933,852	繰上償還及び満期一括償還元金除く
イ 準元利償還金	956,621	公営企業債繰入金 一部事務組合等の起こした地方債へ充てたと認められる負担金 公債費に準ずる債務負担行為
ウ 基準財政需要額に算入された公債費 及び準公債費	3,364,377	基準財政需要額 災害復旧費等 事業費補正 密度補正
エ 標準財政規模	17,123,323	臨時財政対策債発行可能額を含む

(単位：%)

オ 実質公債費比率（単年度）	11.092	H29 14.941 H30 13.588
カ 実質公債費比率（3か年平均）	13.2	

#### 【算定方法】

$$\text{実質公債費比率（単年度） オ} = \frac{[\text{ア+イ}]-[\text{ウ}]}{\text{エ}-\text{ウ}}$$

## (5) 将来負担比率

(単位：千円)

区分	金額	備考
ア 一般会計等に係る地方債の現在高	38,578,063	一般会計、住宅資金特別会計
イ 債務負担行為に基づく支出予定額	683,044	庄原赤十字病院増改築資金助成、基盤整備促進事業に係る土地改良資金の償還助成など
ウ 一般会計等以外の特別会計に係る地方債の償還に充てるための一般会計等からの繰入れ見込額	9,537,259	水道事業会計など特別会計への繰入見込額
エ 組合又は地方開発事業団が起こした地方債の償還に係る地方公共団体の負担見込額	9,858	備北地区消防組合
オ 退職手当支給予定額に係る一般会計等負担見込額	3,754,839	一般会計等対象職員、備北地区消防組合
カ 設立法人の負債の額等に係る一般会計等負担見込額	1,015	土地改良区に係る損失補償など
キ 連結実質赤字額	0	
ク 組合等の連結実質赤字額に係る一般会計等負担見込額	0	
ケ 地方債の償還額等に充当可能な基金の残高の合計額	4,557,468	財政調整基金など
コ 地方債の償還等に充当可能な特定の収入	189,544	地域総合整備資金など貸付金の償還金、公営住宅使用料
サ 地方債の償還等に要する経費として基準財政需要額に算入されることが見込まれる額	32,408,618	
シ 標準財政規模	17,123,323	臨時財政対策債発行可能額を含む
ス 基準財政需要額に算入された公債費及び準公債費	3,364,377	実質公債費比率 算定項目ウの額

(単位：%)

セ 将来負担比率	111.9
----------	-------

### 【算定方法】

$$\text{将来負担比率} \text{ セ} = \frac{\text{[ア+イ+ウ+エ+オ+カ+キ+ク]} - \text{[ケ+コ+サ]}}{\text{シース}}$$

## 2 令和元年度決算に基づく資金不足比率報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、資金不足比率を次のとおり報告する。

### (1) 総括表

(単位：%)

区分	会計	令和元年度決算 資金不足比率	
法適用企業	水道事業会計	—	
	国民健康保険病院事業会計	—	
法非適用企業	宅地造成 事業以外	公共下水道事業特別会計	—
		農業集落排水事業特別会計	—
		浄化槽整備事業特別会計	—
	宅地造成 事業	宅地造成事業特別会計	—
		工業団地造成事業特別会計	—
(経営健全化基準) ※公営企業ごと		(20.00)	

注 資金不足額がない場合は、「—」を記載している。

## (2) 法適用企業

### ① 資金不足額

(単位：千円)

会計名	流動資産 A	流動負債 B	算入地方債 C	資金不足額 又は資金剩余额 D (A-B-C)
水道事業会計	1,543,324	184,969	0	1,358,355
国民健康保険病院事業会計	648,097	92,497	0	555,600

注1 流動資産は、控除財源等の控除額を除く。

注2 流動負債は、控除未払金等の控除額を除く。

注3 D欄がマイナス(△)の場合、資金不足額となる。

### ② 事業の規模

(単位：千円)

会計名	営業収益の額 E	受託工事収入の額 F	事業の規模 G (E-F)	備考
水道事業会計	651,194	0	651,194	
国民健康保険病院事業会計	953,980	0	953,980	

### ③ 資金不足比率

(単位：%)

水道事業会計	—	※資金剩余额率 208.6%
国民健康保険病院事業会計	—	※資金剩余额率 58.2%

注 資金不足額がない場合は、「—」を記載している。

### 【算定方法】

$$\text{資金不足比率 } ③ = \frac{D \text{ (※マイナスが資金不足額となる。)}}{G}$$

### (3) 法非適用企業

#### ア 宅地造成事業以外の事業を行う法非適用企業

##### ① 資金不足額

(単位：千円)

会計名	歳入額 A	歳出額 B	算入地方債 C	資金不足額 又は資金剩余额 D (A-B-C)
公共下水道事業特別会計	1,161,472	1,025,833	0	135,639
農業集落排水事業特別会計	396,077	395,126	0	951
浄化槽整備事業特別会計	208,745	208,051	0	694

注1 歳入額は、繰越明許費繰越額等に係る額を除く。

注2 D欄がマイナス(△)の場合、資金不足額となる。

##### ② 事業の規模

(単位：千円)

会計名	営業収益の額 E	受託工事 収入の額 F	事業の規模 G (E-F)	備考
公共下水道事業特別会計	311,696	0	311,696	
農業集落排水事業特別会計	95,667	0	95,667	
浄化槽整備事業特別会計	69,352	0	69,352	

##### ③ 資金不足比率

(単位：%)

公共下水道事業特別会計	—	※資金剩余比率 43.5%
農業集落排水事業特別会計	—	※資金剩余比率 1.0%
浄化槽整備事業特別会計	—	※資金剩余比率 1.0%

注 資金不足額がない場合は、「—」を記載している。

#### 【算定方法】

$$\text{資金不足比率 } ③ = \frac{\text{D} \text{ (※マイナスが資金不足額となる。)}}{\text{G}}$$

## イ 宅地造成事業を行う法非適用企業

### ① 資金不足額

(単位：千円)

会計名	歳入額 A	土地収入 見込額 B	歳出額 C	算入 地方債 D	計 E(A+B-C-D)	解消可能 資金不足額 F
宅地造成事業特別会計	184	874	184	0	874	0
工業団地造成事業特別会計	7,429	0	7,429	0	0	0

注1 歳入額は、繰越明許費繰越額等に係る額を除く。

注2 土地収入見込額は、売出を開始している土地について、帳簿価格と時価を比較し、いずれか低い額を計上している。

会計名	地方債残高 G	長期借入額 H	計 I (G+H)	資金不足額 又は資金剰余額 J
宅地造成事業特別会計	0	0	0	874
工業団地造成事業特別会計	0	0	0	0

注 J欄がマイナス(△)の場合、資金不足額となる。

### ② 事業の規模

(単位：千円)

会計名	実質黒字額 K	土地収入 見込額 L	資本 M	負債 N	事業の規模 O
宅地造成事業特別会計	0	874	0	0	874
工業団地造成事業特別会計	0	0	0	0	0

注 資本とは、建設改良費の財源に充てるために起こした地方債の現在高

負債とは、建設改良費以外の財源に充てるために起こした地方債の現在高

### ③ 資金不足比率

(単位：%)

宅地造成事業特別会計	—	※資金剰余比率 100.0%
工業団地造成事業特別会計	—	※資金剰余比率 なし

注 資金不足額がない場合は、「—」を記載している。

### 【算定方法】

$$\text{資金不足比率 } ③ = \frac{J \text{ } (\text{※マイナスが資金不足額となる。})}{O}$$